

○ 支払手段等の輸出入の許可制 関係条文

<p>外国為替及び外国貿易法</p>	<p>外国為替令</p>	<p>財務省告示等</p>
<p>第十九条 財務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、支払手段（第六条第一項第七号ハに掲げる支払手段が入力されている証券等を含む。）又は証券を輸出し、又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>【参考】 (定義)</p> <p>第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。 イ 銀行券、政府紙幣及び硬貨</p>	<p>第八条 財務大臣は、法第十九条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は非居住者による同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属（以下「支払手段等」という。）の輸出又は輸入について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない支払手段等の輸出又は輸入を指定してするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>● 外国為替及び外国貿易法第十九条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成二十一年七月財務省告示第二百二十五号）</p> <p>外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を次のように指定する。</p> <p>一 居住者又は非居住者による支払手段（法第十九条第一項に規定する支払手段をいう。）又は証券（法第六条第一項第十一号に規定する証券をいう。以下同じ。）の輸出又は輸入であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの</p> <p>二 居住者又は非居住者によるロシア連邦を仕向地とする支払手段（法第六条第一項第七号イに掲げるもののうち、銀行券及び政府紙幣に限る。以下この号において同じ。）の輸出。ただし、次に掲げる支払手段の輸出を除く。</p> <p>イ ロシア連邦に滞在する居住者がその滞在に伴い</p>

ロ 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形、郵便為替及び信用状

ハ 証票、電子機器その他の物（第十九条第一項において「証票等」という。）に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を用う。）により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。）

ニ イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

八～十（略）

十一 「証券」とは、券面が発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券その他これらに類する証券又は証書として政令で定めるものをいう。

十二～十六（略）

2（略）

（定義）

第二条 法第六条第一項第七号ニに規定する政令で定める支払手段は、次に掲げるものとする。

一 約束手形（次項に規定する証券又は証書に該当するものを除く。）

二 法第六条第一項第七号イ若しくはロ又は前号に掲げるものいづれかに類するものであつて、支払のために使用することができるもの

2 法第六条第一項第十一号に規定する政令で定める証券又は証書は、財務省令で定める譲渡性預金の預金証書その他の証券又は証書とする。

3～5（略）

通常必要とする支払に充てられるもの

ロ ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人に対する支払に充てられるものであつて、次に掲げるもの（十万円に相当する額以下のものに限る。）

(1) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの

(2) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの

【外国為替に関する省令】

（定義）

第二条 外国為替令（以下「令」という。）第二条第二項に規定する財務省令で定める証券又は証書は、次に掲げる証券又は証書とする。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいい、指名債権であるものを除く。）の預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 法第六条第一項第十一号に規定する証券に関する権利を与える証券又は証書（公債又は株式に関する権利を与える証券及び次号に掲げるものを除く。）

四 法第六条第一項第十一号に規定する証券に関する

る権利を与える証券又は証書（当事者の一方の意思表示により当事者間において証券の取得又は譲渡を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引に係るものに限る。）

2

（略）